

建基令第120条、121条

## 直通階段とは

直通階段とは、建築物の任意の階からその階段を通じて、直接地上又は避難階<sup>1</sup>に誤りなく容易に到達できる階段をいいます。

上階から降りて、又は下階から上って来て任意の階で、

次の階段が目の前に無い場合は直通階段とはなりません。

直通階段の位置は、各居室の一番奥から直通階段に至る歩行距離 2以上の直通階段を設けなければならない場合

の二つから規制が行われています。 下表参照

<sup>1</sup> 直接地上へ行ける、又は地上へ通ずる出入口のある階を 避難階 といいます。



### 直通階段までの歩行距離の限度

項目	居室の種類	構造	A主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合	Aに掲げる場合以外の場合	Aの場合で居室及び避難路の内装を、準不燃材料としたもの	15階以上の居室
1	無窓の居室(建基令第116条の2第1項第1号)、百貨店の売り場、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗 > 10㎡ などの主用途の居室		30m	30m	左 数値 + 10m	左 数値 - 10m
2	病院の病室、ホテル、旅館又は下宿の宿泊室、共同住宅の居室、寄宿舎の寝室、児童福祉施設等(建基令第19条第1項)などの主用途の居室		50m	30m		
3	1 2 以外の居室		50m	40m		



## 2以上の直通階段を設ける場合

項目	建築物の用途	避難階以外の階	主要構造部	
			準耐火構造又は不燃材料で造られている建築物	その他
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席、集会場などがある階 売り場のある階	原則として 全て	
2	物販店舗で床面積 > 1,500㎡			
3	キャバレー、ナイトクラブ、バー、個室付浴場等 ヌードスタジオ等 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 店舗型異性紹介営業その他これらに類する営業を営む店舗	客席等のある階 <sup>2</sup>	原則として 全て	
4	病院、診療所、児童福祉施設等	病室又は児童福祉施設等の主たる用途に供する居室のある階	$S_3 > 100\text{m}^2$	$S > 50\text{m}^2$
5	ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎	宿泊室、居室、寝室のある階	$S > 200\text{m}^2$	$S > 100\text{m}^2$
6	その他	6階以上の階	原則として全て	
		5階以下 避難階の直上階	$S > 400\text{m}^2$	$S > 200\text{m}^2$
		下の階 その他の階	$S > 200\text{m}^2$	$S > 100\text{m}^2$

<sup>2</sup> 5階以下の階について緩和規定があります。 建基令第121条1項3号

<sup>3</sup> Sはその階における居室等の合計面積を示します。

<sup>4</sup> 1 から 4 以外の用途に供する階について緩和規定があります。 建基令第121条第1項第6号イ

